## 様式第二十六号(第二十三条の三関係)

# 建設業者監督処分簿

### 1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社桧尾設備	代表者	氏名	檜尾	雄一
主たる営業所	美作市安蘇790-2				
の所在地					
許可番号	岡山県知事	許可を受けてい	土、と	、電、	管、しゅ、
	般 - 3 第19392号	る建設業の種類	水、消	Í	

#### 2 処分に関する事項

処分年月日	令和4年7月12日	処分を行った者 岡山県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(	· (同条第1項第3号該当)
	·	_

#### 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定による営業の停止

- 1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
- 2 期間

令和4年7月26日から同月28日までの3日間

有限会社桧尾設備は、同社の業務に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第16条の2(焼却禁止)の規定に違反し、令和4年3月22日に津山簡易裁判所から同社は罰金70万円、同社の代表取締役は罰金40万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

その他参考となる事項	同社の役員に対して、	同期間営業の禁止を命じている。